

国際シンポジウム “Current Trends and the Future of Copyright” レポート

青 柳 由 香

(北海道大学大学院法学研究科
グローバル COE 研究員)

2009年9月11日、韓国光州市朝鮮大学において国際シンポジウム “Current Trends and the Future of Copyright” が開催された。同シンポジウムには韓国からの報告者に加え、中国、ドイツおよび、本研究拠点より田村善之教授が招聘報告者として参加した。

各報告者は、「著作権の現在の潮流と将来 (Current Trends and the Future of Copyright)」という共通の論題の下、特定の国および地域における状況を報告した。Han Ji-Young 教授 (漢陽大学) が韓国、田村善之教授 (北海道大学大学院法学研究科教授) が日本、王迂教授 (华东政法大学) が中国、Matthias Leistner 教授 (ボン大学) がEUについて論じた。

Han Ji-Young 教授の報告 “Current Status and Future of Korea’s Copyright in the Digital Era” は著作権者とインターネットユーザーの間の利益の相反が、現在の韓国の著作権法の課題となっているとの問題意識を示し、著作物の送信が多く行われているが、現状のように侵害行為を野放しにするのではなく、著作物が共有されるウィン・ウィンの関係を実現する法制度を導入すべきであるとの意見を提示した。また、最近の法制度の動きとして、韓国にもスリーストライクアウトシステムが導入されたこと、2009年4月に韓国が米国と自由通商協定 (FTA) を締結し、現在批准を待つ状況であるところであり、これが発効すると韓国の著作権の保護期間が70年に延長され、また一時的複製が許容されるようになること等を紹介した。

田村善之教授は報告「日本の著作権法の動向と将来像」において、日本の著作権法の特徴として個別の権利制限が細かく規定されている一方で、日常的に頻繁になされている行為について著作権を制限する規定がない結果、一般に著作権法が禁止していると考えられている行為と、実際の著作権法との間に乖離が認められること、また、2002年改正以後の著作権法

の動きでは、著作権を強化する方向の改正のほとんどが包括的に権利を創設する一般的なものであるのに対して、改正が導入した著作権の制限規定はよりピンポイントに特定の行為について免責を与えるものが大半だという傾向があることを指摘し、このような著作権法の状況の背景には法形成過程において反映される利益にバイアスがあると考えられるとの理解を示した。田村教授は著作権の正当化根拠となるインセンティブ論を補完する立法の正当性を確保するためにも、このようなバイアスを克服する必要があるとして、ルールではなくスタンダードで立法をして司法による権利制限の判断に期待するといった、政策過程のバイアスが受けにくいような立法デザイン等を提唱するなどした。

王迂教授は “On the Copyright Infringement Liability of Video Sharing Websites” と題する報告において、中国におけるデジタル環境に関する著作権法の立法状況および判例を通じて、現在では、インターネット利用者が著作権侵害のビデオデータ等をアップロードした場合、①ISPによる人的な審査制度がISPの悪意の判断に決定的な影響を与え、ISPの責任が問われる場合があり、また②アップロードされたビデオ等をISPが薦めている場合、③ISPがビデオなどの特別なチャンネルを作っている場合には、アップロードされたデータの多くがおそらくは侵害だということについてISPは悪意だとされることを紹介した。王教授は、特定の侵害コンテンツに関する悪意の有無というよりは、多数の侵害を容易化するようにデザインされたビジネスモデルかどうか、という点に判断の重きが置かれるようになりつつあるとした。

“Current Trends and Future of Copyright in Europe” とのタイトルの下、Matthias Leistner 教授は、これまでの共同体二次立法による共同体著作権法の集積 (*acquis*) には権利の強化に向けて加盟国の国内法をハーモナイズする傾向がみられているが、他方で、欧州司法裁判所の判例は、各種の著作権関連の指令の解釈において、権利者の財産的な利益のみではなく、創作的なユーザー等の言論の自由等の利益も考慮した、バランスのとれた合理的なアプローチを採用していると指摘した。また、近時の政策的な動きとして、EC委員会が示した2008年グリーンペーパー「知識経済における著作権」に言及し、いまだ高水準の知的財産権が知的創作には必要だとの態度のなかにも、知識が自由に移動することを (物、人、サービス、資

本からなる4つの自由移動に続けて)「第5の自由移動」であると位置付けていること等から、課題は多く残るが、知的財産権に関する古い態度からバランスのとれたアプローチへのシフトの可能性を見出しうるとした。

以上の各報告に対して、ディスカッサントがコメントを付し、さらにすべての報告者のプレゼンテーションの後、活発かつ高度な議論がなされた。

共同シンポジウムレポート

北海道大学大学院法学研究科
グローバルCOE事務局

去る2009年10月4日、京都・同志社大学において日米法学会との共同シンポジウム「アメリカ著作権法の動向：デジタル化時代における環境変化と著作権法の相剋」を開催した。同シンポジウムには、我が国の関連の研究者・実務家にくわえ、米国よりLawrence Lessig教授(米国Harvard Law School)を招聘した。

また、翌10月5日には、本拠点協賛による「科学における情報の上手な権利化と共有化」シンポジウム(文部科学省、ライフサイエンス統合データベースセンター 主催)が東京大学弥生講堂にて開催された。

<10月4日の共同シンポジウム>

基調講演：

Lawrence Lessig (米国Harvard Law School教授)

個別報告：

田村善之(北海道大学大学院法学研究科教授)「政策形成過程からみた米国著作権法の動向と将来像」

野口祐子(森・濱田松本法律事務所弁護士)「日本におけるフェア・ユースを考える～米国と比較して」

芹澤英明(東北大学大学院法学研究科教授)「アーキテクチャ時代のアメリカ・サイバースペース法の課題」

紙谷雅子(学習院大学法学部教授)「ダーラム宣言－法律雑誌という学術情報とオープン・アクセスの提言」

林紘一郎（情報セキュリティ大学院大学学長・教授）「著作物と Property、Property Rule、そして Property Theory」

Lawrence Lessig 教授の基調講演の概要は以下の通りである。

Lessig 教授はまず、かつて我々の文化は、誰もが創作活動に参加して作り上げる Read-Write Culture であったが、AV 機器等の出現によってプロが提供する創作物を観賞するだけの Read-Only Culture に変質してしまったと概観する。そして、さらに今では、デジタル・テクノロジーの登場により Read-Write Culture が復権し、アマチュアを中心に既存の素材を再編集することによって、新しい創作物を創造する remix という新しい文化が台頭していると現状を分析する。しかしながら、著作権法はプロとアマチュアを区別することなく、コピーの作成行為を規制するものであるため、remix 文化を抑圧していると憂慮する。remix は民主主義を促進するという観点からも重要であり、少なくともアマチュアは自由に remix ができるようにすべきであると述べるとともに、文化の創造を奨励すべき現行法は有効に機能しておらず、デジタル・テクノロジーの時代に適合するように再構築すべきであることを指摘して講演を締めくくった。

つづいて、個別報告が行われ、その第一報告の田村善之「政策形成過程からみた米国著作権法の動向と将来像」は、米国著作権法の改正過程では、特定の業界の利益はロビイングを通じて法改正に反映されているのに対して、業界から離れた個人の利益には十分な顧慮が払われていないといわれており、このことは、少数の者に集中した利益は政策形成過程に反映されやすく、逆に多数の者に拡散した利益は政策形成過程に反映されにくいという公共選択論の妥当性の例証となつた。特に、ネットワーク技術の発展により、個別の私的なユーザーの著作物までもが他者に利用される機会が飛躍的に増大したことで、実際に利用される著作物のうち、政策形成過程に反映されない零細な権利者の著作物の占める割合が増しており、このことは、ユーザーばかりか現実に利用されている著作物の権利者の意向と現実の著作権法の規範との間の乖離の増大を意味するとした。また、法制度としては、政策形成過程に影響を与えにくい者や保護のための行動を起こしにくい者のほうの意向をデフォルトにするという対策が考えら

れるとし、一定期間経過後やデジタル環境下では登録がない限り著作権の保護を消滅させるというような対策がそこに当たるとした。さらに司法の現場でも、公衆が著作権法の保護の水準として想定しているものを一つの標準として著作権法を柔軟に解釈することで政策形成過程のバイアスを矯正するという方策がありうる旨を指摘して報告を締めくくった。

また、第二報告、野口祐子「日本におけるフェア・ユースを考える～米国と比較して」は、報告の冒頭で著作権の制限規定の重要性が最近増大している理由が、技術の発展に伴って著作権の保護範囲が事実上拡大していることにある旨指摘した。その上で、制限規定が法で規定される意義あるいはその経済的意義が、技術の発展から受けている影響について述べ、制限規定に関して、限定列举あるいは一般条項という規定の手法の相違が判決の結論に影響したと考えられる裁判例を指摘して検討をくわえた。その後、創作者と利用者の双方に向けて実施した著作権の制限規定に関する一般条項の導入に関するアンケートの結果を示し、現在の政策形成過程にみられる議論との比較をして報告を締めくくった。

第三報告、芹澤英明「アーキテクチャ時代のアメリカ・サイバースペース法の課題」は、Lessig 教授が考案した「インターネット・アーキテクチャ」、すなわち、インターネットは、通信インフラ層がコンテンツ層のあり方を規定するというアーキテクチャ優位のメディアであることを概観し、かようなインターネットの有する技術的特性がアメリカ・サイバースペース法の理論と実務に決定的な影響を与えているのみならず、アメリカ法に対しても新しい挑戦を突き付けていると指摘した。同報告は、アーキテクチャ時代を象徴する Google Book Search 訴訟を紹介しながら、Borderless Internet から Bordered Internet へと変容しつつあるこの約10年間に、アメリカで下されたサイバースペース法に関する主要な裁判例及び関連論説について、私法(財産法・契約法・不法行為法)の観点から検討した上で、アメリカ・サイバースペース法が現在直面している課題及びその解決方向を提示した。

第四報告、紙谷雅子「ダーラム宣言－法律雑誌という学術情報とオープン・アクセスの提言」は、近時の学術雑誌の電子出版の動きに関して、学術情報としての法律雑誌についても、紙媒体による出版に代わり、安定かつ「オープンな」デジタルフォーマットを用いた電子出版を行うよう、ロースクールの図書館長が呼びかけた2009年2月のダーラム宣言に注目し、コンテンツに対するオープンで自由なアクセスの機会を増大させる電子出版における著作権制度の役割に関して検討を行った。検討に先立ち、同報告は、ダーラム宣言の背景にある事情として、米国法における法律雑誌の特徴に触れ、それらが学生によって編集されることが通常である結果、掲載内容の信頼が低下しているにもかかわらず、学生に対する教育効果が期待されるため、各地のロースクールで法律雑誌が濫発されており、しかも従前の紙媒体による出版と電子出版とが併存しているのが現状であることを指摘した。その上で、ダーラム宣言で述べられた法律学術情報が掲載された法律雑誌の電子化が推進されることにより、公衆である法律以外の分野を専攻する研究者からのアクセス、あるいはアメリカ国外からのアクセスを容易とすることに資するものであるとして、このような電子化に際しての著作権制度のあり方に関する検討をくわえて報告を締めくくった。

第五報告、林紘一郎「著作物と Property、Property Rule、そして Property Theory」は、まず、我が国の著作権法においては、著作物たるためには必ずしも有体物に体现されることを要しないが、アナログの時代においては、コンテンツの流通に際して媒体という有体物の存在が不可欠であったため、創作者も消費者も有体物に着目することを当然と受け止めており、著作物の無体物としての側面については注目されてこなかった旨指摘した。ところが、デジタルで作られた著作物がデジタル情報のまま流通するようになったこの時代において、著作物の無体物としての側面に再び関心が喚起されているとし、無体物に排他権を設定する場合、従来の所有権とのアナロジーで考えるのは自然であろうとする。しかし、このようにすると、特徴の違いを捨象し安易に同一視するようになりうるという懸念が生じるとして、慎重に、しかも客観的に異同を考察することのみが、我が国の著作権論議に有益な貢献ができる不可欠な手法であろうとの見解を示して報告を締めくくった。

以上の報告の後、質疑応答が田村教授を司会に行われ、活発な討議が交わされた。この共同シンポジウムの成果は、日米法学会の学会誌「アメリカ法」に掲載される予定である。

<10月5日の共同シンポジウム>

また、10月5日に東京大学で開催されたシンポジウムの概要は以下の通りである。

まず、大久保公策氏(国立遺伝学研究所 生命情報・DDBJ研究センター長)による講演「デジタル科学への最後のステップ」の後、Lawrence Lessig 教授(米国 Harvard Law School)による“Copyright in the Digital Age and Its Impact on Scientific Data Sharing”と題する講演が行われた。これは日米法学会での Lessig 教授の報告を基調としつつも科学者の情報共有への視点が付加されたものであった。

次に、中山信弘教授(明治大学研究・知財戦略機構特任教授、東京大学名誉教授、西村あさひ法律事務所弁護士)の「デジタル時代の著作権とイノベーション」と題する報告が行われ、質疑応答の後、第一部が終了した。

第二部は、長尾真氏(国立国会図書館長)「公表したものは共有財産」、末吉互氏(末吉総合法律事務所弁護士)「情報の共有と独占について」、深作裕喜子氏(コンサルタント業 INNOVMOND 主宰)「OECD データ・アクセス・ガイドラインおよび欧州におけるデータ・アクセス推進政策動向」といった報告の後、パネル討論が行われ、活発な議論の後シンポジウムは終了した。

<追記>

10月4日、5日の両日のシンポジウムへの Lawrence Lessig 教授の招聘は、財団法人社会科学国際交流江草基金様の国際研究集会にかかる助成により実現したものである。この場を借りて深く感謝申し上げます。